圳	111=	台数	杏禾	: 吕	会規	目	[第	1	문
1 1: 1`	<i>/</i> '	1141	H 7	• 🛏	77 VM		1 1 1 1 1 1	4	\neg

掛川市立小学校及び中学校の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年3月27日

掛川市教育委員会教育長

(別紙)

掛川市立小学校及び中学校の管理に関する規則の一部を改正する規則

掛川市立小学校及び中学校の管理に関する規則(平成17年掛川市教育委員会規則第16号)の一部 を次のように改正する。

目次中「学校事務の共同処理」を「共同学校事務室の設置」に改める。

第5章の2の章名を次のように改める。

第5章の2 共同学校事務室の設置

第45条の2の見出しを「(共同学校事務室の設置)」に改め、同条第1項を次のように改める。

教育委員会は、法第47条の5第1項の規定により、2以上の学校に係る事務を効果的に処理するため適当であると認めるときは、当該2以上の学校のうちいずれか一の学校(教育委員会が別に定める学校に限る。)に共同学校事務室を置く。

第45条の2第3項中「学校事務の共同処理」を「共同学校事務室」に改める。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。